

緊急

令和2年4月14日

愛知中央SR経営労務センター
愛知中央SR建設安全協会
社会保険労務士会員 各位

愛知中央SR建設安全協会
理事長 田中 洋

愛知中央SR建設安全協会の当面の業務対応について（お願い）

このことについて、緊急事態宣言に基づく緊急事態措置を実施すべき区域に「愛知県」が政府に要請し、令和2年4月10日に愛知県独自の緊急事態宣言を発出したことにより、愛知中央SR経営労務センターの業務対応について別紙のとおり示されました。

この取扱いに伴い、下記のとおり業務対応を行いますので、会員の皆様におかれましては、何とぞ本事情をご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

1 来所の禁止（郵送による提出）

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から事務所への来所をご遠慮いただきますようお願いいたします。

2 新規加入

愛知中央SR経営労務センターの事務体制を大幅に見直すことにより事務の停滞が考えられるため、提出方法等について下記のとおり変更いたします。

提出方法：原則郵送にて申請を行ってください。

（申請は30日前から申請できます。）

加入する一人親方が加入を急ぐ場合は、

午前中までに「特別加入申請書」

をFAXにて送付してください。

FAX後、書類は郵送で必ず送付してください。

入金方法の確認：

午後3時にまでにSR事務局で振込が確認
できる場合に当日名古屋西監督署への提出を行います。

名古屋西監督署への提出時間：

午後3時から午後3時30分までに提出予定

3 脱 退

一人親方の加入期間は、月を単位として行っておりますので、毎月月末に書類の提出が行われておりますが、あらかじめ脱退等が判明しているのであれば、30日前より提出することができますので、余裕をもって書類提出をお願いいたします。

緊急に一人親方から、月末をもって脱退申請されるとの申し出があった場合、書類作成事務の関係から、月末の前日（営業日）までに事務局に書類を提出していただきますようお願いいたします。